

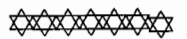
# 運転保安確立へストライキ体制を継続



1988.11.25  
No. 2931

国鉄千葉動力車労働組合  
千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五～六（公衆）〇四七二二七二〇七

## 「十二・一ダイ改」阻止闘争集約方針を確認 —十三回支部代表報告(その1)—



動労千葉は、十一月二一日、第三回支部代表者会議を開催し、ストライキ体制をもって闘い抜いてきた「十二・一ダイ改」阻止闘争の集約と、「右翼労働統一に反対する十二・一七全国労働者集会」をはじめとする当面の取り組みについて、意志統一を勝ちとった。「十二・一ダイ改」阻止闘争と総括の視点について明らかにする。



われわれは、何故ストライキに決起したのか

「十二・一ダイ改」について、動労千葉が、ストライキを決意して闘い抜いてきたのはなぜか。それは、何よりも、「第二の『六三・三』を許すな」ということである。

「六三・三ダイ改」で、車務課長・河野等千葉支社当局は何をしたのか。

「二〇三分で飯が食える」  
「一旦提案したものはまちがっていても変えな

千葉支社当局は、ストライキ方針を決定した動労千葉第十五回定期大会直後の十月六日、はじめ「十二・一ダイ改」の「労働条件」なるものを提示してきた。

しかし、それは「要員数」は提示するが、Aダイヤ、Bダイヤ、作業ダイヤ等は提示しないというものであり、「六三・三」と全く同じ姿勢であった。

動労千葉は、直ちに「申第二号」および「申第三号」をもって、「労使対等な、まともな団体交渉による問題点の解決」を申し入れた。しかし、千葉支社当局が十一月十五日の団体交渉までに誠意ある回答を示さないため、十一月十八日、労働省および中央労働委員会に、労調法によるストライキを決定しなければまともな団体交渉もできない

ストライキを決定しなければまともな団体交渉もできない

「六三・三ダイ改」時には、団体交渉のこの局面で、河野車務課長等が「飯は二〇三分で食える」

「一旦提案したものはまちがっていても変えない」などと放言し、わざと団交を紛糾させ「時間切れ」と称して、あのデタラメな内容の「六三・三ダイ改」を強行したのである。

しかし、今回は、動労千葉がストライキを決意し、職場・生産点に至るまで構え切ったことよって、文書で申し入れた中味について、団体交渉に応じざるを得なくなり、職場から出された問題点や疑問点をまともな議論すればBダイヤや作業ダイヤを提示しなくても「業務上の問題点をかく

イキの通告を行った。

これにより十月二十九日以降、ストライキを実施する手続きが整ったのであり、動労千葉は、十一月十九日に職場の具体的要求をまとめた「申第四号」を発出したのを皮切りに、ストライキを決意した団体交渉での追及を開始した。

- ① Bダイヤ、作業ダイヤの内容の糾明
- ② 外勤・限定免許問題
- ③ 運転保安問題

を中心にして、具体的労働条件の細部を追及することによって、千葉支社当局が拒否したBダイヤや作業ダイヤの問題点が次々と突きつけられ、当局は解明せざるをえなくなったのである。

し切れるはずもない」という当り前のことが表面に出てきたのである。

資本の側が、労働組合（労働運動）を圧殺しようとして本気で構えてきている時に、職場・生産点に依拠して、本当にストライキを構え切るといふ方針を労働組合が持たなければ、団体交渉もまともに行かないし、労働組合が本当にストライキをやるといふ体制になれば、困難な情勢下であっても一定の前進を勝ちとれるのだということである。

われわれは、動労千葉が「十二・一」でストライキを構えた今日時点の最大の意義がここにあることをしっかりと見据えなければならぬ。

—ウラにつづく—

# 「64.3ダイ改」阻止! さらに団結を強化しよう

全組合員によるストライキを決意

しかし、十月二八日の団体交渉時点で、問題点が完ブなきまでに暴露されていてもなお、硬直した姿勢を正そうとしない千葉支社当局に対し、動労千葉は、

①「要員数を提示しただけで、仕事量（Bダイヤや作業ダイヤ等）を提示しないで労働条件に関する団体交渉ができるのか」という動労千葉の怒りと、

②団体交渉を継続する用意があるが、十二月一日にダイ改を実施するといいながら、いまだに具体的労働条件を提示しないということは、団体交

渉による解決を千葉支社当局が拒否していると受けとめざるを得ない。

従って、十一月五日までに団体交渉での解決がはかられない場合は、重大な決意で対処することを通告した。

以上の経過をもって、動労千葉は、十月二十九日、第四回執行委員会および第二回拡大支部代表者会議を開催し、「全組合員を対象とするストライキ突入の準備指令（指令第三号）」を確認したのである。

一定の前進を確認

これに対し、千葉支社当局は、十一月四日の団体交渉に至り、Bダイヤの提示について、一定の前進と判断できる対応に出てきた。

動労千葉は、この事態の推移から、十一月五日のスト実施については延期し、全支部で職場集会を開催し全体の意志統一を図ることとした。しかし、作業ダイヤ等の提示については対立のままであり、ストライキ突入の準備指令は継続し、精力的に団体交渉等による追及を行った。

そして、十一月十五日、第五回執行委員会でも、Bダイヤ、作業ダイヤ等が職場等で実質的に提示されているなど、さまざまの角度から検討し、確認した経過にふまえ、十一月十八日、中野委員長が直接千葉支社長に対し、大要次の通り通告した。

①この間の交渉経過と今後の問題点の解決等を考慮して、「十二・一ダイ改」に関するストライ

キの準備指令は解除する。

②しかし、この間の団体交渉等の経過の中で、一部職制の、職場の実態や業務上当然なことに對する切実な要求を、全く無視して顧みないごう慢な対応に対して、組織として腹にすえかねている。組合差別をはじめとする労務政策を業務に優先させるこのような職制の人を人とも思わない対応が上越線事故をはじめとする重大事故の基本的原因となっている。

従って、運転保安に関するストライキの準備指令は継続する。

③動労千葉として、「六四・三ダイ改」を重視する。千葉支社当局が、動労千葉がこの間提起した問題点を、真摯に解決する姿勢を持たない限り再度紛争となる。

「十二・一ダイ改」阻止闘争総括の視点

れる問題について、労働組合が闘うべき方向性を切り拓いたこと、

第三に、この闘いを通して、ストライキへ向けた職場集会や個別オルグなどさまざまな取り組みが展開され、「10・23三里塚」（一四〇名）や「11・3 団結運動会」（三五〇名）への動員力に示される動労千葉の団結力が一層強化されたこと、などの前進面を確認することができる。

しかし、同時に、今後に残された課題は多く、上越線事故に示される運転保安確立の問題、昇進試験に示されるJR当局と動労革マル・鉄道労連一体となった腐敗・墮落の問題など、われわれがストライキをかけて闘わなければならない問題は山積している。

われわれは、「六四・三ダイ改」阻止へ、さらにストライキ体制を強化しなければならない。

「十二・一ダイ改」阻止闘争は以上の経過をもって集約された。

われわれは、この闘いを通して、

第一に、JRにおいては、まともな団体交渉をやるためにストライキを構えなければならない状況にあることを暴露し、

第二に、京葉運輸区の外勤・限定免許問題などを追及することを通して、合理化が先行し、労働者の養成体系や高令者対策などが無いがしろにさ

11:27

収用委員再任命阻止  
千葉県庁抗議行動

●千葉市みなと公園・12時  
●主催・三里塚芝山連合空港反対同盟  
▲集合 千葉駅西口 17時30分